

## わが家の防災・減災への備え

### さぬき市デジタル防災行政無線(同報系)運用開始

いつ、どこで発生するかわからない地震や津波、水害等の自然災害等に備え、市内に設置している屋外拡声子局(屋外スピーカー)を通して、災害情報等の緊急情報を迅速かつ正確に、市民の皆様へ伝えるための無線放送「防災行政無線」のデジタル化整備工事が完了し、運用を開始しました。

この防災行政無線は震度4以上の地震が発生すると予想される緊急地震速報や地震情報、津波注意報や警報などの津波情報、武力攻撃事態等の国民保護情報等が放送されるほか、火災が発生した時には消防団召集のためのサイレンが鳴ります。

また、地域で実施される防災訓練にも活用したり、昼・夕方の定時に防災行政無線の試験放送として、音楽やチャイムを鳴らしたりしています。(一部地域を除く)

防災行政無線は災害時における大変重要な情報伝達手段です。防災行政無線の運用についてご理解・ご協力をお願いいたします。

【問】危機管理室 ☎(087)894-1115

### 全国瞬時警報システム(Jアラート)の定期テスト放送の実施

弾道ミサイル情報や緊急地震速報、津波情報等、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を国から受信し、防災行政無線の屋外スピーカー等から市民の皆様にお伝えする「全国瞬時警報システム(Jアラート)」について、情報伝達が正常に行われるかどうかを確認するため、毎月1回の定期放送試験を下記のとおり実施します。

災害などの発生とお間違えのないよう、ご理解・ご協力をお願いします。

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 実施日  | 毎月1回 原則毎月第4水曜日 午後2時頃(祝日等の場合は別日程)      |
| 実施方法 | 屋外拡声子局(屋外スピーカー)により試験放送                |
| 放送内容 | チャイムのあとに「これは、Jアラートのテストです。」という放送が流れます。 |



【問】危機管理室 ☎(087)894-1115

## 田の賃借料情報

平成29年1月から平成29年12月までに、農業経営基盤強化促進法により締結(公告)された田の賃借借における賃借料水準(10a当り)は、以下のとおりです。

平成30年2月1日 さぬき市農業委員会

| 締結(公告)された地域名 | 平均額     | 最高額     | 最低額    | データ数 |
|--------------|---------|---------|--------|------|
| 津田町津田        | 4,700円  | 7,900円  | 2,400円 | 12筆  |
| 津田町鶴羽        | 13,200円 | 14,500円 | 9,700円 | 6筆   |
| 大川町富田中       | 6,700円  | 14,000円 | 3,300円 | 14筆  |
| 大川町富田西       | 6,300円  | 8,900円  | 2,800円 | 6筆   |
| 鴨部           | 15,000円 | 23,000円 | 7,000円 | 10筆  |
| 寒川町石田東       | 3,800円  | 7,300円  | 2,200円 | 10筆  |
| 寒川町石田西       | 6,800円  | 9,900円  | 3,900円 | 16筆  |
| 寒川町神前        | 6,000円  | 11,400円 | 2,800円 | 16筆  |
| 造田宮西         | 3,300円  | 5,200円  | 1,700円 | 9筆   |
| 長尾東          | 3,700円  | 7,900円  | 1,700円 | 14筆  |
| 長尾名          | 3,300円  | 4,700円  | 2,200円 | 6筆   |

- データ数は、集計に用いた筆数です。(平均値の170%を超えるもおよび30%未満のものは除いています。)
- 金額は、算出結果を四捨五入に100円単位としています。
- データ数が5筆に満たない場合は、表示していません。
- 使用賃借(賃借料が無料)のデータは掲載していません。

【問】農業委員会事務局 ☎(087)894-9212

## 市道に穴・陥没・落下物などを発見したときは

建設課では市道を常時良好な状態に保つよう維持修繕し、交通に支障を及ぼさないよう努めています。

市民の皆様方におかれましても、市道の穴ぼこや陥没、落下物等を発見されたときは、情報提供をお願いします。

### 提供をお願いする情報

- ・市道上に穴ぼこ、陥没、落下物がある
- ・道路側溝のふたが破損している
- ・その他、道路上で危険と思われるもの



穴ぼこ

### 連絡するときの必要事項

- ・発見の場所(住所や付近で目印となる建物など)
- ・穴ぼこ等の程度(大きさ、深さなど)



落下物(落石)

【問】建設課 ☎(087)894-1117